



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
4月19日  
第301号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

- 告 示
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) ..... 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) ..... 1
  - 漁船損害等補償法の規定による同意の認定(水産課) ..... 2
- 公 告
  - 令和4年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告(自然環境保全課) ..... 2
  - 基本測量終了公告(監理課) ..... 5
  - 公共測量終了公告(監理課) ..... 5
- 農業農村振興事務所公告
  - 土地改良区役員就任公告(湖東) ..... 6
  - 土地改良区役員退任および就任公告(東近江、湖東) ..... 6
- 公安委員会告示
  - 道路交通法による指定講習機関および運転免許取得者教育を行う者の代表者の氏名の変更(運転免許課) ..... 8
- 企業庁公告
  - 一般競争入札の公告 ..... 9

## 告 示

### 滋賀県告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーションかがやき	長浜市曾根町1248	訪問看護	—	令和4.4.1

### 滋賀県告示第183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
みずき薬局	長浜市山階町452	薬局	令和4.4.1

## 滋賀県告示第184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
みずき薬局	長浜市山階町452	薬局	令和4.4.1

## 滋賀県告示第185号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県山田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 公 告

## 令和4年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づく令和4年度狩猟免許試験および法第51条の規定に基づく令和4年度狩猟免許の更新を次のとおり行う。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 狩猟免許試験

(1) 受験資格 次のいずれにも該当すること。

ア 県内に住所を有する者

イ 法第40条各号の規定に該当しない者であること。

(2) 試験科目

ア 第1次試験 知識試験および適性試験

イ 第2次試験 技能試験

(3) 試験の内容

ア 知識試験 択一式筆記試験により、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 適性試験 視力、聴力および運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網猟免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 2 第1種銃猟免許または第2種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。
運 動 能 力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

ウ 技能試験 免許の種類に応じて次に掲げる課題について試験を行う。

狩猟免許の種類	課 題
網 猟 免 許	1 銃器およびわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第2条第2号に掲げる網の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 施行規則第2条第3号に掲げるわなの1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真またははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下同じ。)について点検、分解および結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持および携行ならびにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(4) 免許試験の一部免除

ア 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするものは、知識試験のうち鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識試験を免除する。

イ 同一の回の狩猟免許試験において2以上の種類の狩猟免許を受けようとする者が、合格基準の高い狩猟免許の適性試験に合格した場合には、いずれの適性試験にも合格したものとみなす。

(5) 試験の日時および場所 本年度の免許試験は、次のとおり3回実施する。

	試 験 科 目	日 時	場 所	定員		
第1回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和4年6月19日(日) 10時から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人		
	第2次試験 (技能試験)	令和4年6月19日(日) 13時から16時30分まで				
第2回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和4年9月4日(日) 10時から12時まで		東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人	
	第2次試験 (技能試験)	令和4年9月4日(日) 13時から16時30分まで				
第3回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和4年11月18日(金) 10時から12時まで			東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人
	第2次試験 (技能試験)	令和4年11月18日(金) 13時から16時30分まで				

(6) 合格発表 第1次試験の合格者の発表は、第2次試験の開始前に受験番号を掲示することにより行う。第2次試験の合格者の発表は、第1回免許試験については7月中旬に、第2回免許試験については9月下旬に、第3回免許試験については12月下旬に、第2次試験受験者全員に通知して行う。

2 狩猟免許の更新

(1) 更新を受ける資格 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県内に住所を有する者

イ 現在受けている狩猟免許の有効期間が令和4年9月14日に満了する者または有効期間が異なる複数の狩猟免

許を持ち、一方の狩猟免許の有効期間が令和4年9月14日に満了する者

## (2) 内容

	講 習	適 性 検 査
内 容	1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い	1 視力 2 聴力 3 運動能力

## (3) 更新講習および適性検査の日時および場所

	日 時	場 所	定員
第1回	令和4年7月4日(月) 10時30分から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	40人
第2回	令和4年7月4日(月) 14時から15時30分まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	40人
第3回	令和4年7月13日(水) 10時30分から12時まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	40人
第4回	令和4年7月13日(水) 14時から15時30分まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	40人
第5回	令和4年7月19日(火) 13時30分から15時まで	滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	80人
第6回	令和4年8月4日(木) 10時30分から12時まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	60人
第7回	令和4年8月4日(木) 14時から15時30分まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	60人
第8回	令和4年8月8日(月) 10時30分から12時まで	高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1	40人
第9回	令和4年8月18日(木) 10時30分から12時まで	愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1	20人
第10回	令和4年8月18日(木) 14時から15時30分まで	愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1	20人
第11回	令和4年9月3日(土) 13時30分から15時まで	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	80人

注 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、4の問合せ先に申し出ること。

## 3 申請の手続

(1) 申請方法 所定の狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)1枚および狩猟免許手数料または狩猟免許更新手数料に係る滋賀県収入証紙を貼付し、原則として申請者の住所地を所管する森林整備事務所に提出すること。

## (2) 添付すべき書類

ア 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写し

イ 法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通(申請前3か月以内に発行されたもの。銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者を除く。)

## (3) 受付期間

第1回	令和4年4月21日(木)から同年5月11日(水)まで(土曜日、日曜日お
-----	-------------------------------------

狩猟免許試験		よび祝日を除く。)の9時から17時まで
	第2回	令和4年7月22日(金)から同年8月4日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第3回	令和4年10月4日(火)から同月18日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
狩猟免許更新講習および適性検査	第1回	令和4年6月6日(月)から同月17日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第2回	
	第3回	
	第4回	
	第5回	
	第6回	令和4年7月6日(水)から同月21日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
	第7回	
	第8回	
	第9回	
	第10回	
	第11回	令和4年8月3日(水)から同月23日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

注 定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがある。

(4) 狩猟免許手数料および狩猟免許更新手数料

ア イおよびウを除く新規受験者 5,200円

イ 法第49条第1号に掲げる者(現在受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする者) 3,900円

ウ 法第51条第1項に規定する者(狩猟免許の更新を受けようとする者) 2,900円

(5) 狩猟免状の返納 狩猟免許の有効期間が令和4年9月14日に満了する狩猟免状について、次のいずれかにより返納すること。

ア 狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。

イ 狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。

ウ 失効後、速やかに、4の森林整備事務所に返納する。

4 狩猟免許試験、狩猟免許更新講習および適性検査に関する問合せ先

機 関 名 (かっこ内は所管地域)	電 話 番 号
滋賀県西部・南部森林整備事務所(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市)	077-527-0655
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所(高島市)	0740-22-6033
滋賀県甲賀森林整備事務所(甲賀市、湖南市)	0748-63-6116
滋賀県中部森林整備事務所(彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0748-22-7718
滋賀県湖北森林整備事務所(長浜市、米原市)	0749-65-6616

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の終了日 令和4年3月25日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 矢野 公久から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(レベル1000航空写真撮影および写真地図作成)
- 2 作業の地域 瀬田川流域  
左岸 大津市玉野浦～大津市関津二丁目地先  
右岸 大津市晴嵐一丁目地先～大津市石山南郷町  
野洲川流域  
左岸 湖南市石部北四丁目～守山市幸津川町地先  
右岸 湖南市菩提寺～守山市小浜町地先
- 3 作業の終了日 令和4年3月11日

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市小倉町
- 3 作業の終了日 令和4年3月25日

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、彦根市三津屋土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年4月19日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	疋 田 勝 司	彦根市須越町1297-1

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、びわこ揚水土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年4月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 口 昌 孝	近江八幡市円山町111番地
〃	西 川 與三治郎	同 市北之庄町1168番地
〃	西 川 周 一	同 市多賀町381番地1
〃	松 村 好 博	同 市浅小井町934番地
〃	福 地 勝	同 市西庄町1717番地
〃	村 井 孝 義	同 所1395番地
〃	豊 後 孫 治	同 市長田町1040番地
〃	藤 井 昇 一	同 市金剛寺町156番地
〃	小 西 正 樹	同 市上田町1497番地
〃	野 田 喜 代 治	同 市野田町139番地

〃	北川藤与次	同	市友定町172番地
〃	大林喜宏	同	市西生来町398番地
〃	村松久樹	同	所909番地3
〃	橋博	同	市安土町常楽寺923番地
〃	深尾和雄	同	市安土町香庄204番地
〃	森下善次	同	市安土町中屋124番地
〃	山梶善藏	同	市安土町石寺1307番地
〃	神保隆一	同	市安土町東老蘇1421番地
〃	安田惣左衛門	同	市安土町西老蘇485番地
監事	大西實	同	市白王町752番地
〃	安達林平	同	市西本郷町294番地
〃	久郷幸信	同	市西生来町1382番地
〃	千貫武久	同	市安土町常楽寺842番地
〃	山岸勇	同	市安土町東老蘇1723番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	大西實	近江八幡市白王町752番地	
〃	乾克己	同	市北之庄町978番地
〃	西村和之	同	市多賀町731番地
〃	東野俊一	同	市浅小井町119番地
〃	福地勝	同	市西庄町1717番地
〃	村井孝義	同	所1395番地
〃	豊後孫治	同	市長田町1040番地
〃	村田正文	同	市金剛寺町589番地
〃	小西正樹	同	市上田町1497番地
〃	小西直己	同	市御所内町92番地
〃	瀧井治夫	同	市西宿町91番地
〃	大林芳夫	同	市西生来町399番地
〃	村松久樹	同	所909番地3
〃	村野幸男	同	市安土町常楽寺629番地
〃	目近広幸	同	市安土町慈恩寺122番地1
〃	森下善次	同	市安土町中屋124番地
〃	志井幸三	同	市安土町石寺1061番地
〃	神保隆一	同	市安土町東老蘇1421番地
〃	安田惣左衛門	同	市安土町西老蘇485番地
監事	山口昌孝	同	市円山町111番地
〃	永福佐久夫	同	市西本郷町479番地
〃	森善幸	同	市西生来町1092番地
〃	水原与嗣夫	同	市安土町常楽寺841番地
〃	山梶善藏	同	市安土町石寺1307番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、犬上川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年4月19日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏名	住	所
-----------	----	---	---

理事	片岡貞一	犬上郡甲良町大字金屋743番地
〃	谷口信明	同 町大字池寺679番地
〃	平居忠	同 町大字北落405番地
〃	高橋英行	同 町大字正楽寺296番地
〃	窪田堯	同 町大字在土490番地
〃	若松嘉一	同 町大字下之郷1274番地
〃	北川晃男	同 町大字小川原444番地
〃	金田勝幸	同 町大字尼子677番地3
〃	西山與喜男	同 郡豊郷町大字雨降野56番地
〃	田中栄一	同 郡多賀町大字敏満寺218番地
〃	竹内幸雄	同 町大字多賀1088番地
〃	野瀬喜久男	同 郡甲良町大字北落77番地
監事	上田栄一	同 町大字法養寺470番地
〃	藤堂一彦	同 町大字尼子1405番地
〃	西村重信	同 郡多賀町大字敏満寺754番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	片岡貞一	犬上郡甲良町大字金屋743番地
〃	上田隆	同 町大字北落120番地2
〃	奥川剛朗	同 町大字横関493番地
〃	小川菊男	同 町大字長寺590番地1
〃	松原茂樹	同 町大字在土476番地
〃	若松嘉一	同 町大字下之郷1274番地
〃	田中正雄	同 町大字尼子513番地
〃	金田勝幸	同 所677番地3
〃	赤塚吉博	同 郡豊郷町大字雨降野246番地
〃	一之瀬浩治	同 郡多賀町大字敏満寺287番地
〃	夏原勇	同 町大字猿木211番地
〃	野瀬喜久男	同 郡甲良町大字北落77番地
監事	村西祐治	同 町大字池寺678番地
〃	北川茂樹	同 町大字小川原430番地
〃	西村重信	同 郡多賀町大字敏満寺754番地

## 公安委員会告示

## 滋賀県公安委員会告示第46号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により指定講習機関として指定した者および第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者教育の認定を受けた者のうち、次の者から代表者変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月19日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

名称	代表者の氏名		変更年月日
	変更前	変更後	
株式会社ケーアイグループ (長浜自動車学校)	井上 勝行	井上 勝貴	令和4.4.1



## 企業庁公告

## 一般競争入札の公告

滋賀県企業庁吉川浄水場ほか9施設で使用する電力調達業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年4月19日

滋賀県企業庁長 西村 信雄

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達物品名および数量

## ア 吉川浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線・予備線) 2,600(3,000)キロワット ※仕様書別紙2参照

(イ) 総予定使用電力量 16,827,000キロワット時

## イ 馬渕浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線・予備線) 1,500キロワット

(イ) 総予定使用電力量 8,501,000キロワット時

## ウ 水口浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 680キロワット

(イ) 総予定使用電力量 4,054,000キロワット時

## エ 朝国共同施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 760キロワット

(イ) 総予定使用電力量 4,350,000キロワット時

## オ 南津田導水ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 305キロワット

(イ) 総予定使用電力量 1,704,000キロワット時

## カ 菩提寺加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 201キロワット

(イ) 総予定使用電力量 997,000キロワット時

## キ 日野第一加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 131キロワット

(イ) 総予定使用電力量 656,000キロワット時

## ク 日野第二加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 49キロワット

(イ) 総予定使用電力量 258,000キロワット時

## ケ 彦根浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 310キロワット

(イ) 総予定使用電力量 1,635,000キロワット時

## コ 高宮加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 51キロワット

(イ) 総予定使用電力量 158,000キロワット時

(2) 調達物品の仕様等 電気需給仕様書による。

(3) 調達期間 令和4年10月計量日の0時から令和5年10月計量日の前日24時まで

(4) 調達場所(需要場所) 電気需給仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

- なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4314
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「滋賀県グリーン購入基本方針(別表1)」の品目名「電力」の項目で示す応札事業者が満たすべき基準を全て満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 提出書類
- ア 入札参加資格確認申請書(別紙様式3号)
- イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し
- ウ 環境配慮状況等証明書(別紙様式4号)およびその根拠を示す書類
- (2) 提出期限 令和4年5月25日(水)17時
- (3) 提出場所 滋賀県企業庁経営課 〒524-0201 野洲市吉川3382 TEL 077-589-4608
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県企業庁経営課 〒524-0201 野洲市吉川3382 TEL 077-589-4608
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年4月19日(火)から令和4年6月1日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの時間帯を除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 (1)に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。
- (5) 入札書の提出期限 令和4年6月1日(水)17時
- (6) 入札書の提出場所および提出方法 紙の入札書を、次に示す場所に、(5)の入札書提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、入札書に記載する日付は開札日とし、入札書の封緘方法は入札説明書による。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに到着させなければならない。 滋賀県企業庁経営課 〒524-0201 野洲市吉川3382
- (7) 開札の日時および場所 令和4年6月2日(木) 13時30分 滋賀県企業庁管理本館1階大会議室 野洲市吉川3382
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)第99条および第109条において準用する滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行することができる滋賀県企業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県公営企業会計規程および滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 単価契約により都度支払うものとする。前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県企業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は1年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定してないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を企業庁に請求することができる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書等による。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :
  - a Electricity used in Yoshikawa Water purification plant contract 2,600(3,000)kw. The estimated electricity 16,827,000kWh
  - b Electricity used in Mabuchi Water purification plant contract 1,500kw. The estimated electricity 8,501,000kWh
  - c Electricity used in Minakuchi Water purification plant contract 680kw. The estimated electricity 4,054,000kWh
  - d Electricity used in Asakuni Shared facilities contract 760kw. The estimated electricity 4,350,000kWh
  - e Electricity used in Minamitsuda Pumping station contract 305kw. The estimated electricity 1,704,000kWh
  - f Electricity used in Bodaiji pressurized pumping station contract 201kw. The estimated electricity 997,000kWh
  - g Electricity used in Hino first pressurized pumping station contract 131kw. The estimated electricity 656,000kWh
  - h Electricity used in Hino second pressurized pumping station contract 49kw. The estimated electricity 258,000kWh
  - i Electricity used in Hikone Water purification plant contract 310kw. The estimated electricity 1,635,000kWh
  - j Electricity used in Takamiya pressurized pumping station contract 51kw. The estimated electricity 158,000kWh
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, June 1, 2022
- (3) For further information, contact : Management Division, Public Enterprise Agency, Shiga Prefectural Government, 3382, Yoshikawa, Yasu-shi, Shiga, 524-0201 Japan TEL 077-589-4608

